

令和 3 年度年度計画（案）について
【ポイント】

1. 令和 3 年度の年度計画は、中期目標・中期計画に変更がないことから、基本的に前年度計画と同様の内容。
2. 一方、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、新たな業務のやり方等を取り込んでいく観点から、
 - (1) 業務運営全体に共通する事項として、
 - ① オンラインによる現地関係者との協議等の推進等、業務の特例的・弾力的な実施
 - ② 新たな業務手法の活用を通じた業務の質の向上に取り組む旨を記載。
 - (2) その上で、
 - ① 「現地関係者との意見交換等」については、従来は、現地協議〇回などとしていたものを、「ウェブ会議等、現地訪問以外の手法も積極的かつ柔軟に活用」する旨を記載。
 - ② 「電子化の推進」については、業務の電子化の取組だけでなく、「ウェブ会議やテレワークを最大限活用し、事務・事業のやり方や働き方についての見直しを模索していく」旨を記載。
3. 上記のほか、農業信用保険業務におけるデフォルト率に基づく料率、及び、漁業信用保険業務における貸付業務に係る国庫返納に関し記載。